

親族の意見書について

- 1 未成年後見人の選任の手続では、未成年者の親族の方の意見も参考にして、未成年者の未成年後見人として誰が適任なのかを判断します。
- 2 申立時に意見書を提出していただく範囲は、未成年者と同居している親族（成年に達している方）、未成年者の父母（親権の有無を問いません。養父母を含みます。）、未成年者の兄弟姉妹（成年に達している方）などです。
- 3 必要な人数分だけ親族の意見書の様式をコピーして使用してください。上記2記載に該当する親族の方にこの意見書を作成してもらった上で申立書に添付してください（親族の方に意見書を作成してもらうことが難しい場合には不要です。）。
- 4 申立人及び未成年後見人候補者の方は、意見書の提出は不要です。
- 5 意見書を提出されなかった親族やその他の親族の方については、家庭裁判所から意見の照会を行うことがあります。
- 6 家庭裁判所の判断によっては、未成年後見人候補者以外の方が未成年後見人に選任される場合があります。